

新潟県条例第15号

大気汚染防止法に基づく排出基準を定める条例の一部を改正する条例

大気汚染防止法に基づく排出基準を定める条例（昭和46年新潟県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 有害物質の量は、<u>日本産業規格</u>K0105に定める方法のうち吸光光度法により弗素として測定される量として、表示されたものであり、その量には、<u>すすの掃除を行う場合</u>等においてやむを得ず排出される有害物質（1時間につき合計6分間を<u>超えない</u>時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>別表</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 有害物質の量は、<u>日本工業規格</u>K0105に定める方法のうち吸光光度法により弗素として測定される量として、表示されたものであり、その量には、<u>すすの掃除を行なう場合</u>等においてやむを得ず排出される有害物質（1時間につき合計6分間を<u>こえない</u>時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。</p> <p>3～5 (略)</p>

附 則

この条例は、平成31年7月1日から施行する。